

第17節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備

ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備 環境課 下水道課

【基本方針】

地震や津波浸水など大規模な災害が発生した場合には、大量のごみや災害廃棄物が発生するとともに、平常時体制でのし尿処理が困難になるなどの問題が生じやすい。そのため、地震や津波による災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ、し尿、建物の消失・倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等を適正に処理する体制を整備する。

【計画目標】

地震・津波災害時におけるごみやし尿、災害廃棄物等の処理体制整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第16節「ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画」に準ずる。